

重点的な取組、共通的な取組																別紙1	
令和6年度の調達改善計画										令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
○		一者応札の改善	過去の類似入札における入札者等や、当該分野の類似事業者等を調査し、積極的な入札案内を行う。	競争性の向上	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書受領者が2者以下の場合、積極的な入札案内を行った。入札案内の声掛け結果を取りまとめ、課題を洗い出した。	継続	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書受領者が2者以下の場合、積極的な入札案内を行った。入札案内の声掛け結果を取りまとめ、課題を洗い出した。	A	前年度上半期に一者応札であった調達案件(4件)が複数応募に改善した。	特に、前年度一者応札であった入札について、新規事業者が入札案内をする等、積極的に入札案内を行った。	R6	特殊性のない一般競争入札については、概ね一者応札は改善されている。他方、声掛け結果を分析すると、地域性や特殊性がある一般競争入札の案件では、対応できる事業者が少なく自助努力で応札者を増やすことが難しいことが浮き彫りとなった。	一者応札の改善傾向にあることから、継続的に取組む。
		公告日から入札参加書類提出日までの期間を、開庁日12日間以上とする。	事業者への配慮	B	H25	全ての一般競争入札に適用する。	継続	B	H25	公告日から入札参加書類提出日までの期間を、開庁日12日間以上とした。また、業者の利便性の向上のため、物品役務の入札において仕様書等の書類を電子データで提供した。	A	すべての指名競争入札に適用した。前年度上半期と同様、辞退事業者の抑制が見られ、応札率は引き続き高水準を維持した。	—	R6	事前に受注能力を確認した上で指名しても、その後の事業者側の事情変更により辞退となることがある。	一定の改善が見られることから、継続的に取組む。	
○		指名競争入札の改善	受注能力を把握した上で指名候補事業者の選定を行う。	競争性の向上	A	H31	全ての指名競争入札に適用する。	継続	A	H31	受注能力を把握した上で指名候補事業者の選定を行った。	A	すべての指名競争入札に適用した。前年度上半期と同様、辞退事業者の抑制が見られ、応札率は引き続き高水準を維持した。	—	R6	事前に受注能力を確認した上で指名しても、その後の事業者側の事情変更により辞退となることがある。	一定の改善が見られることから、継続的に取組む。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札、不落・不調となった案件について一覧表を作成し、個別案件の要因検討に資する。一覧表の更なる充実を図る。		A	R2	事業者へのヒアリングや調達案件の特殊性等を調査した上で要因分析を行い、一覧表を作成して庁内で共有することにより対応策の検討を図る。	継続	A	R2	一者応札、不落・不調となった案件について一覧表を作成し、個別案件の要因検討に資する。	A	一者応札継続案件、一者応札になりやすい入札、不落・不調案件について、各案件の要因分析と改善策を庁内で共有した。	一者応札、不落・不調とならないよう、仕様書の内容をより具体的に記載するよう心がけた。	R6	一者応札継続案件及び一者応札になりやすい入札は、地域性や特殊性があるものであり、対応できる事業者を増やすことが困難である。	入札に対応できる事業者を増やす方法を引き続き検討する。
			一者応札継続案件について、競争入札方式の変更及び公募への移行を検討し、外部有限者に意見を伺う。		A	R2	受注可能事業者が1者と想定される場合は、公募を実施した上でそれを確認し、外部有限者に報告する。	継続	A	R2	一者応札継続案件について、競争入札方式の変更及び公募への移行を検討した。	A	一者応札が長期に継続はしていないが、一者応札になりやすい入札について、公募の実施を検討した。	—	R6	公募へ移行すると、特定事業者が取り負うことが前提となるため、一者競争入札と比べて競争性が働かなくなる。	一者応札が継続する案件については、引き続き事業者へのヒアリング等を行う。
			次回電力調達に向け、政府目標の再生可能エネルギー比率を考慮しつつ、競争性を確保するため入札参加案件の緩和等を検討する。		A	R6	環境に配慮した調達仕様を確保しつつ、多数の事業者が入札に参加できるように入札参加要件等の見直しを行う。	継続	A	R6	次回電力調達に向け、政府目標の再生可能エネルギー比率を考慮しつつ、競争性を確保し、入札参加要件を見直すため、事業者へヒアリングを実施した。	A	事業者5者に対してヒアリングを行った。	—	R6	調達をまとめることで契約単価を抑える目的で、関東圏と関西圏の電力を1本の契約で供給できることを入札参加条件としているが、同要件により参加者数が絞られ、入札の競争性が働きにくくなる要因の一つになっていると考えられる。	引き続き事業者へのヒアリングを行い改善に取り組む。
○		調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、これまで紙入札対応していた一部案件についても本庁、地方支分部局共に電子調達システムにて電子入札を行えるよう検討する。		A	R5	電子入札案件数を高めるため、これまで紙入札対応していた一部案件について、電子調達システムへ移行できる案件を精査し、事務の効率化も考慮して、可能なものから電子入札を行えるようにする。	継続	A+	R5	競争性、公正性、透明性を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、これまで紙入札対応していた一部案件についても本庁、地方支分部局共に電子調達システムにて電子入札を行えるよう検討した。	B	物品・役務等の一般競争入札案件70件のうち、56件(本庁45件、地方11件)の約80%を電子調達システムに掲載することで電子入札を可能とした。 ＜本庁＞・電子入札率: 約49%(22件/45件)(前年度: 約42%(18件/43件))・電子契約率: 約32%(7件/22件)(前年度: 約17%(3件/18件))。 地方支分部局＞・電子入札率: 約56%(6件/11件)(前年度: 50%(5件/10件))・電子契約: 実績なし(前年度: 実績なし)。	従来、紙入札対応としていた工事の入札等の一部案件は、電子調達システムだけで業務を完結させることが構想上できないことが判明している。	R6	これまで紙入札対応としていた工事の入札等の一部案件は、電子調達システムだけで業務を完結させることが構想上できないことが判明している。	電子調達システムだけで完結しない業務の部分について、代替措置等によって継続して実施できるか引き続き検討する。
			電子契約率向上に向け、随意契約等の電子入札にふらない契約の電子契約を推進する。		A	R6	電子契約案件数を高めるため、随意契約等の電子入札にふらない契約についても、事業者に対し電子契約の案内を実施する。	継続	A	R6	随意契約等の電子入札にふらない契約について、新たな電子契約の締結には至らなかったものの、従来、紙入札対応としていた一部案件を含め、公共調達適正化の公表範囲の契約において、電子契約のメリットを周知することができた。	A	これまでは電子調達システムを利用する限られた事業者に対してのみ、電子契約を案内していたところ、幅広い業種適正化の公表範囲の契約において、業者に対して電子契約のメリットを周知することができた。	R6	随意契約等は特殊性が高く、特定の契約以外に携わらない事業者が多いため、周知を行っても利便性や費用面の観点から敬遠され、電子契約に直ちに結びつくわけではない。	随意契約等の契約も含め、事業者全体的に電子契約のメリットの周知を継続的に行う。	

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子入札案件数+電子入札にふらない電子契約案件数)
・電子契約案件数: 契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札にふらない電子契約案件数: 電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+:効果的な取組
A:発展的な取組
B:標準的な取組

※2 進捗度

・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B:(定量的な目標)計画目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組



その他の取組

調達改善計画		令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
発注予定情報を当庁ホームページに掲載、四半期ごとに掲載内容を更新して事業者へ積極的に案内を行う。	継続	—	事前の案内により、業者の準備期間が設けられ、応札者の拡充になると考える。
海外出張経費の精算及び高速料金の支払いに当たって、引き続きクレジットカード決済を実施する。	継続	海外出張経費の精算をクレジットカード決済で行えるよう、コーポレートカードを発行した。	—
オープンカウンター方式の更なる拡充。	継続	上半期に1回実施した。	—

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和6年4月1日～令和6年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【岸上恵子 宮内庁契約監視委員会委員長】 意見聴取日【10月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
宮内庁調達改善計画の取組内容、取組の効果、課題等、今後の計画に反映する際のポイントについて	不落・不調案件について、宮内庁の契約は特殊なものも多い中、地道な取組みを進められているように見受けられる。また、官側の対応でできる範囲の他に、外部的要因として少子高齢化による事業者側の引き受け手の減少等もあるものと考えられる。 契約時期の工夫や契約内容の周知について、引き続き取組みを続けて不落・不調の契約案件について改善に努めていただきたい。	不落・不調となった契約案件を要因分析すると、技術者や作業員不足等による外部的要因に左右されるものが大半であったが、今後、官側ではより広く情報を収集し、事業者の応札が可能な時期等を考慮した入札となるよう工夫を行っていく。また、引き続き仕様書の内容をより具体的に記載するよう心がけ、不落・不調とならないよう事業者へ周知を行っていく。